その他告示

○総務省告示第二百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、京都地方税機構の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月五日

総務大臣　林　芳正

一　許可年月日　令和八年七月二十三日
二　施行年月日　令和八年七月二十三日
三　主な変更内容
第四条に記載される広域連合の処理する事務を変更する。

○農林水産省告示第千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字梨子木三八八の一、三八八の四、三九〇の二、四一九、四二一、四三〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字梨子木三八八の一・三八八の四・三九〇の二・四一九・四二一・四三〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷久保九七〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡東吉野村大字麥谷五四〇の三、五四〇の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字麥谷五四〇の九（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び東吉野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平五四五二の一、五四五二の三、五四五八の二、五四五八の三、五四六七の一、五四六七の六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字小野々原三一四三の九、三一四三の二二、三一四五、字上古園二五五八の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31816号 令和8年8月5日	Oryza sativa L.	シャインパール	35	福井県 福井県福井市大手3丁目17番1号	令和4年8月4日
第31817号 令和8年8月5日	〃	恵つくし（めぐみ）	〃	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	令和4年8月16日